

## 「電気温水器」や「太陽光発電システム」の訪問販売に注意！

訪問販売で電気温水器や太陽光発電システムを契約したものの、「良く考えると高額だった」、「経済効果が期待できそうにもない」などといった相談が増加しています。電気温水器や太陽光発電システムは、家計の節約や省エネに対する関心の高まりから注目を浴びる商品ですが、これらの訪問販売に関するトラブルが少なくありません。

県の消費生活相談窓口には次のような相談が寄せられています。

### ○契約を急がされた！

「国の補助金制度の定員が埋まる」、「この地域の優待枠は、あなたが最後」などと言われ、「今日中でないとダメだ」と契約を急がされた。

### ○契約金額が高い！

「電気代が安くなる」と経済的なメリットばかりを強調され、それを鵜呑みにして、安易に契約したが、後日、提供価格が市価よりも高い、又は分割払いの手数料が高額であることに気付き、金銭的なメリットがないことが分かった。

### ○販売業者と約束していたお金が支払われない！

「モニター工事なので、あなたに毎月〇万円のモニター料を入金するから負担は少ない」と勧められて契約したが、販売業者からの入金が滞っており、業者に電話しても連絡が取れなくなってしまった。

太陽光発電システムや電気温水器の契約は、非常に高額なものになりますから、事前に製品の特徴・耐用年数などをよく理解し、じっくり検討した上で契約しなければいけません。その場での安易な契約は賢明ではありません。とりわけ、契約を急がせるような業者には十分な注意が必要です。

契約をする前にもう一度次のことについて、十分見直しをしてみてください。そして、万が一、トラブルにあったら、早めに県民生活相談センター等へ相談してください。

### ○ 費用については見積もりを取り、比較検討する

### ○ モニター料を払うと言われても、販売業者が最後まで支払ってくれる保証はない

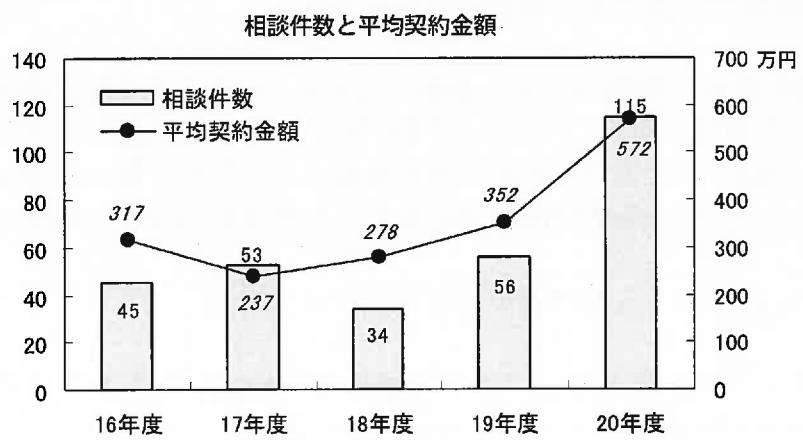
### ○ 機能や使用上・管理上の注意点について、十分に確認する

### ○ 長期の分割払いは、手数料が高額になる

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

4月からは土曜日も電話による相談を受け付けています。



H 21. 4. 28 岐阜新聞掲載